

別紙資料

- ホームページを活用した意見募集に関する資料（令和5年度予算に係る新規および主要事業一覧）
… 1 ページ～ 2 ページ
- 市議会サポーター意見交換会記録書（令和4年10月12日開催分）
… 3 ページ～ 7 ページ
- サポーターの声及び回答一覧（令和3年度）
… 8 ページ～ 12 ページ
- 議会基本条例検証シート（令和4年度）
… 13 ページ～ 22 ページ

事業番号	事業名・予算額・財源内訳	事業の目的・効果・内容	積算根拠
1	<p>【事業名】 出産・子育て応援金給付事業 (主要事業)</p> <p>【予算額】 46,455千円</p> <p>【予算の財源内訳】 国庫支出金 30,948千円 県支出金 7,751千円 一般財源 7,756千円</p>	<p>●事業の目的・効果 妊娠期から出産、子育てまで一貫した身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援と出産や子育ての経済的負担軽減を図る経済的支援を一体として実施し、妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てできる環境整備を行う。</p> <p>●事業の内容</p> <p>1 対象及び助成額 (1) 出産応援金(妊娠届出時):妊娠届出をした妊婦に対し5万円(所得制限なし) (2) 子育て応援金(出生届出後):出生した子どもを養育する者に対し、出生児1人当たり5万円(所得制限なし)</p> <p>2 支援内容 妊娠・出産・育児関連用品の購入や産後ケアなどの子育て支援サービス等の利用負担軽減を図るため妊娠届出時に出産応援金を5万円、出生届出後に子育て応援金を5万円支給する。 また、妊娠届出時から妊婦や特に0～2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産育児等の見通しを立てるための保健師や助産師による面談や情報発信等を行い、継続的に必要な支援(伴走型相談支援)を行う。 伴走型相談支援としては、全ての妊婦や子育て家庭に対して妊娠届出時の面談、妊娠8～9か月時の妊婦電話相談支援(マタニティコール)、出産後の産婦電話相談支援(おめでとうコール)、乳児・産婦訪問指導を行うとともに、子育てガイドブック、ほっと情報メール等を活用して情報提供や随時の相談等を継続的に行う。</p>	<p>・会計年度任用職員報酬 148千円</p> <p>・消耗品費 9千円</p> <p>・印刷製本費 212千円</p> <p>・郵送料 86千円</p> <p>・出産・子育て応援給付金 46,000千円 出産応援金 50,000円×460人=23,000千円 子育て応援金 50,000円×460人=23,000千円</p>
2	<p>【事業名】 带状疱疹ワクチン接種助成事業 (新規事業)</p> <p>【予算額】 2,300千円</p> <p>【予算の財源内訳】 一般財源 1,338千円</p>	<p>●事業の目的・効果 带状疱疹は50歳から発症しやすく、80歳までに3人に1人が発症すると言われており、また、皮膚症状が治った後も50歳以上の約2割の方が後遺症に悩まされることから、高齢者の方にとっては長期間に残る神経痛により、心理的、また身体的機能に影響を及ぼし、生活の質の低下、運動機能の低下を招く状況である。こうした症状に対し带状疱疹ワクチンを接種することで発症予防効果があるとされていることから、接種費用の一部を助成することにより、接種希望者の経済的な負担を軽減するとともに、带状疱疹の発症及び重症化予防を目的とする。</p> <p>●事業の内容</p> <p>1 対象者 50歳以上の市内在住者 2 助成額 5,000円(ワクチンの種類は問わず) 3 助成回数 1回限り 4 助成開始時期 令和5年4月接種分から</p>	<p>・予防接種助成金 2,300千円 5,000円×460人=2,300,000円 ※見込み人数は対象者(22,698人)の2%</p>
3	<p>【事業名】 省エネ家電製品購入促進補助事業 (主要事業)</p> <p>【予算額】 7,000千円</p> <p>【予算の財源内訳】 ふるさとづくり基金繰入金 4,000千円 一般財源 3,000千円</p>	<p>●事業の目的・効果 地球温暖化対策への関心を高め、温室効果ガス排出量の削減につなげるため、省エネ性能に優れた家電の購入にあたり、補助金を交付するもの。</p> <p>●事業の内容 電気の年間消費量が多い家電製品の中から4品目に対して購入補助をするもの。</p> <p>1 対象家電 エアコン・電気冷蔵庫・テレビ・照明器具 ※ただし、省エネ基準達成率100%以上のものに限り</p> <p>2 対象者 ・申請時において市内に住所を有する(住民登録をしている)人 ・岩倉市税の滞納がない人 ・過去に本人もしくは同一世帯員が当該補助金の適用を受けていない人</p> <p>3 補助額 ・上限1万円 ・設置費を含んだ購入費が10万円未満の場合は、10分の1の額で千円未満は切り捨てる。 ・対象家電は台数に制限なく、家電を令和4年12月2日から令和6年3月31日までに購入・設置した場合に適用する。</p>	<p>・負担金、補助及び交付金 7,000千円 10,000円×700世帯=7,000,000円</p>
4	<p>【事業名】 ごみ収集容器購入補助事業 (新規事業)</p> <p>【予算額】 750千円</p> <p>【予算の財源内訳】 一般財源 750千円</p>	<p>●事業の目的・効果 区が管理するごみ集積場所(約730か所)の環境整備を促進するため、ごみ収集容器の購入に対して補助することにより、ごみ集積場所の景観及び衛生面での美化を図るもの。</p> <p>●事業の内容</p> <p>1 対象 区(自治会により集積場所が管理されている区を除く25区) 2 内容 区が集積場所に設置する折りたたみ式等のごみ収集容器の購入に係る費用に対して、一部を補助するもの。(購入額の1/2補助、上限30,000円)</p>	<p>・ごみ収集容器購入補助金 750千円 30,000円×25個=750,000円</p>

事業番号	事業名・予算額・財源内訳	事業の目的・効果・内容	積算根拠
5	<p>【事業名】 名神高速道路スマートインターチェンジ設置検討事業 (主要事業)</p> <p>【予算額】 19,503千円</p> <p>【予算の財源内訳】 スマートインターチェンジ概略検討業務委託費負担金 9,751千円 一般財源 9,752千円</p>	<p>●事業の目的・効果 市民の高速道路へのアクセス利便性向上を図るとともに、産業振興による活力ある尾張北西部地域のまちづくりを図るため、スマートインターチェンジの設置を検討する。</p> <p>●事業の内容 令和4年度は、関係機関と協議を重ねながら、スマートインターチェンジの必要性や整備方針の確認等の広域的検討を行った。 令和5年度は、スマートインターチェンジの整備効果や費用便益分析の検討等の概略検討を行うもの。</p>	<p>・スマートインターチェンジ概略検討業務委託料 19,503千円</p>
6	<p>【事業名】 部活動地域移行検討事業 (新規事業)</p> <p>【予算額】 90千円</p> <p>【予算の財源内訳】 一般財源 90千円</p>	<p>●事業の目的・効果 国においては、公立中学校の部活動適正化の推進や学校の働き方改革を考慮した部活動改革の推進を目指し、休日の学校部活動の地域連携や地域移行の達成時期について、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すこととしている。 部活動における教員の負担軽減を図るとともに、部活動の指導等に意欲のある地域人材の協力を得ながら、生徒にとって望ましい部活動の実現を図る。</p> <p>●事業の内容 岩倉市立の中学校における部活動のあり方について必要な意見を求めるため、部活動検討懇談会を設置し、地域移行に向けての検討をする。</p> <p>1 委員構成 中学校の代表者、中学校の部活動指導者代表、中学校の保護者代表、スポーツ協会代表、スポーツ推進委員代表、文化協会代表、学識経験者 2 懇談会スケジュールと内容 第1回 部活動の現状と課題、地域移行に向けた意見交換 第2回 部活動のあり方(平日・休日)、地域移行の方向性 第3回 令和6年度の地域移行に向けての検討</p>	<p>・部活動検討懇談会委員謝礼 90千円 5,000円×6人×3回=90,000円</p>
7	<p>【事業名】 五条川小学校区統合保育園整備事業 (主要事業)</p> <p>【予算額】 147,850千円</p> <p>【予算の財源内訳】 公共施設整備基金繰入金 40,000千円 民生債 五条川小学校区 統合保育園整備事業 101,500千円 一般財源 6,350千円</p>	<p>●事業の目的・効果 公共施設再配置計画及び公立保育園適正配置方針に沿って、北部保育園、仙奈保育園及びあゆみの家を統合した施設を五条川小学校区内に整備することで、保育環境の向上を図る。</p> <p>●事業の内容 平成30年度に策定した公共施設再配置計画において、小学校区を利用圏域として令和8年度までに北部保育園、仙奈保育園及びあゆみの家を統合するとしており、また、同じく平成30年度に策定した公立保育園適正配置方針において、五条川小学校区内の岩倉北小学校区や岩倉東小学校区に近い場所に新たに用地を確保するとしている。これらの計画に沿って令和7年度末までに統合保育園を整備していく。</p> <p>【スケジュール】 令和3年度 候補地域の選定 令和4年度 用地交渉、基本構想を策定するための市民会議の開催 令和5年度 用地取得、基本設計 令和6年度 実施設計、用地造成工事 令和7年度 建築工事、完成</p> <p>令和5年度は、令和4年度に策定した基本構想をもとに基本設計や用地の測量業務及び地質調査業務を実施する。また、同時に用地の取得及び支障物件の移転補償を行うとともに、用地の取得等に必要物件調査業務及び嘱託登記業務を実施する。</p>	<p>・基本設計業務委託料 10,351千円 ・物件調査業務委託料 1,804千円 ・地質調査業務委託料 3,300千円 ・測量業務委託料 4,675千円 ・嘱託登記業務委託料 836千円 ・土地取得費 126,000千円 ・物件移転補償費 884千円</p>

ふれあいトーク記録書 （ 岩倉市商工会との意見交換会 ）

開催日時: 令和 4年 10月 12日(水)午前 9時 00分 ~ 午前 10時 30分

場 所: 市役所7階 大会議室

参加人数: 27人 (商工会:13名、議員:14名)

次 第: 1. 開会あいさつ (商工会長、議長、総務・産業建設常任委員会委員長)

2. 意見交換会

- (1) インボイス制度の実施に向けて
- (2) コロナで困っていること・支援策
 - ・プレミアム商品券 ・ペイペイポイント還元の効果
- (3) 燃料費・物価などの高騰の影響はどのようなか。
- (4) ビジネスサポートセンターの運営状況
 - ・効果的だった事例について ・十分足りているか
- (5)桜通線のにぎわい
- (6)その他

3. 閉会あいさつ (副議長あいさつ)

項目	商工会の意見・質問	議会の応答
インボイス制度の実施に向けて	1000万円以下の事業者については益税として手元に残していた。小さい事業者、一人親方の事業者はたいへんである。建設業者が負担するのか。収入の少ない人に影響がある。市として影響のある業者を助けることができないか考	市議会として、シルバー人材センターの会員への配分金については、インボイス制度の適用除外とする等の措置を講ずるよう強く要望する意見書を提出した。

	えてほしい。	
	商工会としても対象事業者の数は把握していない。1000万円以下は相当数いる。事業者の認識が進んでいない。税務署も認識をするよう対応している。商工会の全国組織では、インボイス制度の延期と消費税の軽減税率の見直しについて国に要望していく。	課題として、市は、市内の1000万円以下の事業者について把握していない。制度の周知が徹底していない。
	登録のお手伝いはしているが全ての事業者が登録するのは非常に難しい。 中止した場合でも現状は変わらないので課題はない。	来年の3月末までに登録は間に合いそうか。 中止をした場合混乱が広がらないか。
	11月11日商工会全国大会がある。全国の団体と協調していく。小規模事業者の排除にならないように注視していく。商工会連合会の指導を受けていく。	岩倉市商工会としてインボイス制度についての請願及び陳情を出されるお考えはあるのか。
	国がやろうとしていくことに従っていく。	物価上昇の中、インボイス制度を発足する時期が悪いと思うがどうか。
	市の公共事業では登録されていないことで排除しないようにお願いしたい。 商工会の人件費が足りない。配慮してほしい。	
コロナで困っていること・支援策 燃料費・物価	議員の皆さんはどのように感じているかお聞きしたい。	物価は高騰しており買い物の回数を減らすなど対処している。住民税非課税世帯、コロナ禍で収入が激減した世帯について5万円の支給を考えている。15歳以下の子どもに1万円給付。情報を発信していく。

<p>などの高騰の影響はどのようなか。</p>		<p>昨年度臨時交付金 2 億 5 千万円、今年度も同額。幅広い市民、事業者に行き届く事業に充てていく。感染対策の助成はどうだったか教えていただきたい。プレミアム商品券の効果について教えていただきたい。キャッシュレス決済はどうか。使う世代によって2つが選択できるので両方行うのがいいと思うがどうか。プレミアム商品券が売れ残った理由をどのようにお考えか。</p>
	<p>消費者としての意見は理解できたが事業者への立場の意見はないのか。</p>	<p>事業者が大変なことは十分に理解している。国、県、市の助成を知らない事業者もいる。周知徹底したい。今ある助成以外に必要な助成はあるか。</p>
	<p>飲食関係に特化した助成である。飲食以外には助成がない。現金配布は貯金になる。プレミアム商品券の拡充がよい。旅行の助成制度もいいと思うが行ける人だけが対象。受ける恩恵が全く違う。いろいろな人にお金が回る制度がよい。</p>	
	<p>キャッシュレス決済のほうは商工会とは関係がない。キャッシュレス決済機能の導入のきっかけとなった。新規のお客が増えたなどの事業者からの声はある。</p>	
	<p>登録業者 355 社、実際に使った業者 196 社。 市が国、県の助成の対象にならない、例えば理美容業者への助成をしたことは効果があった。 感染対策助成補助金は業種問わず利用できたので大変効果があった。商工会も積極的に紹介した。 仕入れ単価が上がった分、販売価格に反映できていない状</p>	

	<p>況にある。そういうところを商工会が支援していきたい。プレミアム商品券は、予約販売が周知されて今年のほうが売れ残りは少なかった。19歳から22歳までの3,4セット対象者が650人いた。235店舗から248店舗に増えた。毎年やってもらいたいという意見がある。大型店舗で使っている人が多いと思う。</p>	
	<p>市外の人にも購入していただいて岩倉市で使っていただくということはできないか。サービス業まで届かない。「がんばる中小企業応援補助金」も大手企業で中小企業には届かない。中小企業が利用できる助成金制度を確立してほしい。</p>	
<p>ビジネスサポートセンターの運営状況</p>	<p>令和3年度相談件数197件、相談事業者数92件。 令和3年度「がんばる中小企業応援補助金」利用は2件。 令和3年度から令和4年度に関しては24事業者から相談を受けている。事例として、中古車販売業、自動車の受け入れについてオンライン等を利用しユーザーと接触しない方法を確立した。プラスチック製造業、新しい顧客開拓で展示会を行う。理美容事業者が建物を改築し、貸し出す事業に利用。 運営費の中の相談員の人件費が足りない。</p>	
<p>桜通線のにぎわいについて</p>	<p>市長の桜通線のにぎわいについて方針が見えない。議会としてどのように考えているのか 岩倉市の土地は高い。商業地に広場を作る意味があるのか。市役所がある場所も商業地。本当にこの場所に必要か。</p>	<p>にぎわい広場の基本構想作成中。 桜通線の整備だけではにぎわいは難しい。具体的な案は分からない。民間が公園を運用したり、いろいろな方法があると思う。滞在できる空間をつくる。</p>

	<p>議会でしっかり議論してほしい。 市民の意見を聞く場を作ってほしい。</p>	
	<p>国の補助金を使っていると思うが、総額でどのくらい考えているのか。目標金額は。</p>	<p>予算規模は示されていない。</p>
その他	<p>「岩倉市中小企業・小規模企業振興基本条例」の中に市議会の責務として、 「第5条 市議会は、基本理念にのっとり、多様な主体との意見交換に努めなければなりません。 2 市議会は、中小企業等の振興に関し、市の事務執行の監視及び評価に努めなければなりません。」とあるが、2についてどのように評価するおつもりか。</p>	<p>調査・研究していく。</p>

番号	受付けた日	件名	本文	回答
1	令和3年8月30日	選挙の投票場所について	私は東町在住ですが、岩倉団地のすぐ近くに住んでいます。投票場所は北小学校近くの会館です。一番近いのは岩倉団地の集会所で徒歩5分くらいですが、北小まで行くのに20分以上かかってしまいます。今はまだいいですが、おばあさんになったらとてもいけません。バーコードで把握されているようなので、投票場所はどこでも自分で選べるようになりますか？また、岩倉駅やアピタ、ピアゴなどに投票所を設けることはできないのでしょうか？投票率を上げるためにぜひご検討をお願いします。	市内商業施設や市役所以外の公共施設での期日前投票所の設置については、令和元年12月に財務常任委員会で政策提言を行いました。市の回答としてはシステムの変更や設置工事、人件費などに高額な費用がかかるなど、すぐに実現することは難しいとのことでした。また、複数の投票所において投票ができる共通投票所の設置については、本年9月定例会の決算質疑の中でお聞きしたところ、同様に費用面において課題があり、設置については研究している段階であるとの答弁がありました。
2	令和3年8月30日	歩道について	神明大社前のカーブになっている歩道ですが、ガタガタで、私自身も転んだことがありますし、高校生が転んでいるところを見かけたこともあります。危険なので、舗装し直していただくようご検討お願いできないでしょうか？よろしく願いいたします。	神明大一社前の道路は、県道となっています。岩倉市から県に要望していただくこととなります。市の道路であれば、担当課（維持管理課）で対応しますが、県道の場合は県の判断となりますので緊急の場合を除き時間がかかる場合があります。
3	令和3年9月6日	コロナ対策において	初めてサポーターになっての議会傍聴で、サポーター以外の一般の参加者もいらして驚いた。9/2（木）木村議員水野議員の一般質問を傍聴させていただき、興味のあるコロナ対策、入院状況、国民健康保険等の減税、身近な学校や施設等の対策等、実際の数字でお答えいただくと解りやすかった。今後の在り方、指針がもう少し明確だと市民の不安もなくなるが、ネットやホームページの数は現状はすぐ把握できるが、これから先コロナ増え、学校や集団で集まる際の規則が、公の場なら徹底できるが、個人個人の場でも徹底できるように、規則の強化を進めたい気がします。隣接している都市の規約に合わせるより、岩倉独自の方針でもいいと思う。大きな病院を持っていない岩倉市なので岩倉ならではの規定を作ってもいいのでは…※現に岩倉総合体育館では施設の使用料他市よりも古いので安価料金で借りるのも他市からの利用者が平日多く、他市が利用不可の為かコロナ以来多くなってきている。駅前アピタ駐車場でも、無料の駅前大型スーパー名古屋に行く便利な事もあってか、一宮のナンバープレート車が目立つ。お客様なら街が活性化していいが、一日中停まっている車もある。コロナ禍において、他所からの利便性の悪用では市民は困る。公共施設なら市の管轄でできるでしょうが、民間施設では市が先頭にたって動けば、民間施設も考えていただけるでしょうから、まずは市の対策、コロナの感染増加を食い止めるにも、少しでも小さい事からでも推し進めていただきたいと思う。※9/3現在のはかなり利用者は減っているが、個人で予約されている方、岩倉以外の市民以外の利用者もあるとの事です。	(サポーターからの回答要求なし)
4	令和3年10月25日	初めて議会を傍聴しての感想	1 みんな紳士淑女で感心した。 方言の飛び交う賑やかな会議かなと思っていたが、人が変わったようだった。 2 紙が多い 議案書と説明・報告書は一枚に出来ないのでしょうか。紙の節約 3 一般質問について 一般質問にこそ市民の期待事項が多いのに行政の通り一遍の説明で済ませているように思う。突っ込みがない。市長発言も少ない。 (例) スマートIC 岩倉市の費用負担はないのか？ランニングコストは発生しないのか？岩倉市が受ける利益見込みは？・・・など 私見は設置反対 また、質問のための質問はやめるべき。時間の無駄。市長の考えも聞くべき。 4 委員会承認議案を議会で長く説明する必要はないのでは。(議案第74号)	(サポーターからの回答要求なし)
5	令和3年10月25日	一般質問について	1 木村冬樹議員 (1) スマートICは反対 岩倉市や市民への利便に対する受益額(金額換算)と市の負担コストを比較の上判断してほしい。行政の見込みはどのも甘い。 (2) いわくらしや水 岩倉市をPRするならもっと真剣に販売促進策を講ずるべき。御上のやることはダメ。 2 水野忠三議員 (1) ごみ不法投棄問題 公園トイレに犬の糞を捨てる者など罰則規定条例を制定してほしい。(1,000円科料) 3 榊谷規子議員 (1) 配食サービス・・・私が知らなかったの。 独居老人へのPRは行き届いていますか。 一般質問の内容は市民として当然の項目ばかりですが、行政(市)は真剣に考えていると思えない。(各部長の答弁を聞いていると)各議員さんも質問で済まらず事後フォローをしてほしい。	(サポーターからの回答要求なし)

番号	受付けた日	件名	本文	回答
6	令和3年10月25日	その他 今後の取組み要望	<p>1 気候危機への取組・・・岩倉市から発信 (1)小・中・高校生への啓蒙と彼等からの具体的発信活動 (2)市民への啓蒙（災害指導だけでなく）何か出来ないか？ 2 五条川への緋鯉稚魚放流 真鯉の大きいばかりで気持ち悪い。安価な稚魚が良い。写真に撮りたい五条川にしてほしい。 3 市バスは何故出来ない。 対岸を北名古屋市、小牧市のバスがよく走っているが？ 停車駅とする病院、商業施設などに協賛してもらい、又、各市と提携するなどして市バスが出来ないか？市がどこまで研究した上で走らさないのか知らない。 4 他（余談） 保健所一階フロアの照明が暗い。気分も暗くなる。</p>	<p>1, (1)中学校；社会・理科・総合的な学習の時間、学級活動や特別活動等において、地球温暖化、オゾン層の破壊など環境破壊の及ぼす影響などについて理解を深めるとともに、自然を守るための主体的な生活習慣が身に付けられるように地球規模の環境問題について、総合的に学習を進める環境教育をしています。 小学校；地球温暖化、水質や大気汚染などの環境問題について理解を深めるとともに、身近な自然環境の保全のために進んで行動しようとする態度を身に付けるよう環境教育をしています。</p> <p>・外部講師を招き、環境への関心を高める講演会を開催することもあります。 ・学んだことを校内や学級で発表している。また、地域の人たちに伝えるため、ホームページに掲載した学校もあります。</p> <p>(2)地球温暖化が大きく影響しており、地球温暖化を防ぐ取組が気候危機を防ぐ取組につながります。地球温暖化を防ぐためには、二酸化炭素の排出量を減らすこと、吸収・除去量を増やすことが大切であり、市の取組として、以下の事業を行っています。 ・緑のカーテン講座を実施し、家庭で緑のカーテンを作る。※令和2・3年度は未実施 ・公共施設、事業所に設置してある緑のカーテンを通じて、地球温暖化に関する取組意識をもってもらい。 ・太陽光発電設備や蓄電池等の補助金交付により、地球温暖化対策に寄与する設備導入を喚起する。 ・「家庭でできる地球温暖化対策」の取組シートを活用し、啓発活動を行う。 ・ふれ愛まつりで、「環境フェア」ブースにて、パネル展示等を行い、周知啓発する。 ※令和2・3年度は、ふれ愛まつりが中止であったため、未実施。</p> <p>2, 「岩倉の水辺を守る会」等が、水質汚濁により魚が住まなくなった五条川に魚を戻すため、鯉の放流を1980年代から1990年代にかけて実施していたため、現在の五条川に多くの鯉が見られるようになりました。しかし、今後新たに他の魚を放流することは五条川の在来種の生息に影響があり、後に生態系の一部を破壊する可能性があるため考えていません。</p> <p>3, 市バス（定時通行型）は、予約の必要性がなく、一度に複数の人を運ぶこと、目的地への到着時間がある程度見込むことができるメリットがあります。しかし、利用者がいなくても運行をする必要があり、利用者数によっては経費のみがかさむ状態になります。また、バス停の設置とその調整が必要です。 市が公共交通を扱うには、民間事業者（バスやタクシー）との調整も必要となっており、地域公共交通会議での合意形成が必要となります。市バスを運行する予定は今のところありません。 岩倉市では、令和元年10月より「ふれ愛タクシー」を運用している。民間の空き車両を利用したことで、予約の取りづらさが解消され、商業施設にも立ち寄れるようになりました。令和3年12月末時点で、2213人の登録があり、1日当たり60件ほどの利用があります。</p>
7	令和4年1月20日	岩倉市への提案	<p>1 12月15日（水）、市議会に傍聴。ショックだったのは、コロナ対策として議員と議員の間について立てがありませんでした。模範となる代表の集まりとはとても思えませんでした。</p>	<p>(サポーターからの回答要求なし)</p>
8	令和4年1月20日	岩倉市への提案	<p>2 議題において、岩倉市の桜まつり等、市の名物をあげられていましたが（先回）、内容のステップアップの話がほとんどありません。現状に満足せず、コロナ終息後、新しい事が期待される内容の協議をお願いします。例えば桜まつりの桜並木を上空からドローンで撮影し、お祭り広場で披露していくとか、新しい取り組みをお願いします。 3 子育てへの取り組みもステップアップをお願いします。長野県松本市では「玩具図書館」があり、貸出し等に取り組んでいます。運営方法は一度調べて下さい。岩倉市に新たに住みたいと思える一つの提案です。従来の延長ではなく、角度を変えた事への取り組みをお願いします。未来への「SDGs」への取り組みにもなると思います。 4 大口町では、町を廻る巡回バスを運営しています。八剣町や野寄地区の住宅の促進に向け、岩倉市にトータルで住宅開発と、市をめぐる運営が必要だと思います。市全体が便利になり、高齢化社会への取り組み、車に乗れなくなる免許証返納の市民に対する取り組みにもなると思います。</p>	<p>(サポーターからの回答要求なし)</p>

番号	受付けた日	件名	本文	回答
9	令和4年1月22日	ある意味羅針盤で目指す方向を探ってもらい大きな目標には早め早めに市議会一丸となって市を動かす実現しよう	議員の皆様いつも議員活動ご苦労様です。今後の岩倉市の将来を語るのに欠かせない事に少子高齢化人口減少をいかに最小限に食い止めるかが、問題ではないかと思ひます。 この状況は岩倉市だけではなくほぼ全国どの自治体でも共通の課題ではないでしょうか 過去岩倉市でも色々な所で、調査、研究、アンケート等でもほぼ問題は出尽くしているように思ひます 後はそのデータを活かし方向を定め如何に実行するかが問題ではないでしょうか そこで提案ですが、マスコミ等でよく紹介されていますが、「母になるなら、流山市」 私もサラリーマン時代仕事で何回か言った経験が有りますが、多分岩倉市で必ずトライしなければならないテーマだと思ひます、昼間人口を増やし、若いカップルを呼び込み、その後流出人口をできるだけ抑え、定住して頂く、それには少なくとも、お母さん方の仕事を確保する必要があると思ひます、それには子育てのできる住宅と流山に代表されるような生活環境整備が必要かと思ひます、その為には岩倉市の財務の健全化をさらに推し進め積極的に展開する必要があると思ひます、そこで各議員さんにお願ひしたいことは、議員さんの仕事は住民の奉仕者としてあらゆる幅広い仕事がある事は承知しているつもりですが、住民の代表として、大所高所より見つめ各会派が協力できる事、しなければならぬ事を協議し具現化する事が大切かと思ひます。 例 桜祭り3年中止を受けこのチャンスに屋台の在り方を考える。(地元業者を増やす、貸地代値上げ等々)又生活保護費に効率的な使い方(目的は生活保障と思うので、効率的な使い方等)私も過去何回か申しあげていますがほとんどお答えが頂けません、何事も大局観が必要で、まとまれば、市議会上げて市に要望。	少子高齢化、人口減少の問題については、非常に重要な課題と考えております。市長も子育て政策については力を入れており、今年度から始まった「子ども医療費の無償化」を18歳まで延長されるなど様々な施策を実施されております。ご提案いただいた、千葉県流山市の取組についても岩倉市で取り組めるものについて、検討していきたいと考えております。保育園送迎ステーション事業は、過去に議会でも流山市を視察し、その効果について検討した経緯があります。また、さくら祭りの屋台のあり方についても、3年間の延期を機に議会において議論を進め、新しい提案ができるよう検討してまいります。
10	令和4年1月28日	一般質問(12月13、14、15日午前中)を傍聴して感じたこと	1 質問の主旨(何故この質問をするのか)を先ず明確に説明してほしい 2 前段が長い説明は皆の時間を無駄にする。皆が知っている(例:地球温暖化、認知症)ことの説明は簡潔に。議員のスクープ情報なら良いのですが。 3 再質問は出来ないのか。行政側の通り一遍の回答に対し「ありがとうございました」で大体終わっているが、具体的内容質問が出ないのは?一般質問をする限り、議員が何か問題を感じている筈、又前もって自身が調べている筈だが、また質問内容で議員自らが調べれば分かる内容も多いと感じる。質問のための質問提出ではない筈。聞き置くだけ? 4 提案が必要では(質問に対する)。片岡議員の質問の仕方や提案は良かった。問題意識に対する提案をもっと頂きたい。	(サポーターからの回答要求なし)
11-1	令和4年1月31日	派遣や業務委託について	今回のような新型コロナ予防接種・子育て世代に対する給付金などの臨時事務業務について、派遣を避けるべき、との討論がなされていましたがあまり突っ込んだ議論にならなくて残念でした。 市職員で効率的に進めるのが順当だと思いますが、このような大規模な事務業務が発生してしまった場合には派遣に頼らざるを得ないと思ひます。 実際どこにどのような形で派遣を頼んでいるのか、市民には全然見えません。 このような場合でも入札などで決めているのでしょうか? 勉強不足で申し訳ないのですが、財政調整基金の使い道はだれがどのように、どのようなタイミングで決定しているのですか?	・人材派遣や業務委託の選択は事業内容や事業の開始時期・期間等によって異なります。事業者の選定については、新型コロナウイルス関連などの急な対応については、入札を省略し、契約の相手側を決める随意契約で行うことができました。 ・財政調整基金とは、岩倉市財政調整基金条例の規定に基づき、市財政の各年度間における財政調整のために設置してあります。活用については、財政を担当する執行機関において実施計画や予算編成の際に検討し、議会で審議し決定します。
11-2	令和4年1月31日	保育園送迎ステーションについて	1世帯当たり60~70万円かかっているということですが、利用者が増えれば1世帯当たりの事業費が減っていくのでしょうか? もう定員に近く、これ以上増やせない状況なのでしょう? 継続していくにはどのようになっていけばいいのかわかりませんでした。	・1世帯当たり60~70万円かかることについては、決算額を利用人数で割った数値なので、利用人数が増えれば減ります。市の財政負担面では、事業費の1/2は国の補助金を受けています。 ・利用者は増えています。現在の利用者数は運営上需要・供給のバランスがとれた状態と聞いています。この状態を続けていけば継続できると考えます。
11-3	令和4年1月31日	石仏駅について	昨年10月より東駅舎ができ、岩倉市の土地であるから売るべきだった、利便性を考えて無償譲渡でよかった、との討論がありました。が、そもそも駅舎を作る前に検討すべき事項ではないのでしょうか?	・名鉄石仏駅東側駅舎が設置される前、上りホーム(名古屋方面)を利用する場合は大変不便な状態でした。従来の西側駅舎からの利用で、構内の跨線橋を渡る必要があり、バリアフリー化がされていませんでした。地元住民や駅利用者からは駅東口改札口の設置要望を市に提出していました。 名鉄が令和3年度末までに石仏駅全体のバリアフリー化を行うことに合わせ、市側からの要望である駅東口への改札口を設置することが決定されました。 当初より、名鉄側には駅舎として必要となる用地の売買や借地の考えはなかったと考えます。

番号	受付けた日	件名	本文	回答
11-4	令和4年1月31日	一般質問 教職員の働き方改革について	昔、小学校ではあらゆる教科を担当が受け持っていました。今でもその傾向は変わらないのでしょうか？ もう何十年も前ですが、岩倉東小学校6年生の時に社会だけ受け持ってくれた先生がいらっしゃって、とても面白く歴史の授業に興味を持ちました。 先生方も得意な教科は、やりやすく、授業の準備も集中できるのではないのでしょうか？ 子どもたちもいろいろな先生に接したほうが、気の合う相談しやすい先生を見つける確率が高くなるのでは？と思います。 また、PTAの役員をしていた時に、これ必要？と思う会議や研修がありました。 今までやってきているから…ということで参加しましたが、こういうことが学校にまだ残っていないか検証が必要だと思えます。 思い切ってやめてみて、やはり必要だったというなら復活すればいい、くらいに業務を減らさないで。 IT関連の先生方の負担も増していると思いますので、前例踏襲をやめなければいつまでたっても先生方が疲弊してやめてしまう…という悪循環が続くと思います。 私の勤め先にも、以前学校の先生をしていたのですが、忙しくて辞められた方がいます。 思い切ったことをしないと、どんどん先生方が疲弊して辞められるのではないかと心配しています。	・岩倉市の小学校では、5・6年生を中心に、外国語（英語）を専科指導教員に、算数や図工・音楽などは専科指導や少人数指導などを行っています。学校によっては、理科や社会、体育や家庭科などの教科を学級担任間で交換し、教科担任制を推進しています。 ・教員の多忙化解消、長時間労働の是正など働き方改革の見直しとしては、会議や行事の精選などの日常業務の見直し、部活動の在り方を見直し、時間外業務となるPTA活動の精選などに具体的に取り組んでいます。教職員一人ひとりがこれまでの働き方を見直すよう意識改革も促しています。 ・議会でも一般質問で取り上げ、教員の働き方改革について提案しています。
11-5	令和4年1月31日	一般質問 希望の家について	私も子供たちが小さいときに、安価で宿泊させてもらいました。 子ども会・子供たちがスポーツ少年団で剣道をしていましたので、そこのおたのしみ会などに使いましたが、一般の認知度は高くない気がします。 認知度を上げればサークル活動などで使いたいところがあるかもしれません。 残念ですが、建物ごと譲渡で話が進みそうなら、売るということも必要かもしれません。	青少年宿泊研修施設「希望の家」については、過去に市民の皆様からご意見を頂くなど、議会においても存続に向け検討をしてまいりました。しかし、令和2年度に市の担当課において市内に事業所を持つ16の社会福祉事業者に対しアンケート調査を実施し、建物譲渡を希望又は検討すると回答した事業者が6者あったため、今後は、社会福祉施設としての活用を前提として譲渡条件の決定や譲渡先の選定に向けて手続きを進めており、令和5年度の指定管理者との契約終了までに民間への譲渡が検討されています。
11-6	令和4年1月31日	一般質問 スマートICについて	岩倉市にICが無いので余計気になります。 江南市は不参加とありました。 「不参加」と言っても場所的に江南市も影響はあると思いますので、負担していただくことはできないのでしょうか？ お手数でなければお時間かかっても構いませんので、派遣の件と財政調整基金について教えてください。よろしくお願いいたします。	スマートインターチェンジについては、当初、岩倉市、一宮市、江南市の3市で会議体を持ち検討、協議が行われていました。江南市は諸事情により協議から外れ、令和3年から岩倉市と一宮市の2市で検討することとなりました。
12	令和4年4月5日	議会基本条例検証特別委員会を傍聴して（4月5日）	検証されていることに感心致しました。 1 第5条2項の条文について ---市民の代表として---あるが、市民の代表、代弁者として、代弁者を加えては？ 市民は行政の提案に○×だけの代表者でなく、代弁者に税金を納め議員報酬を払っている。 2 第5条2項の課題、今後の取組みについて (1)議員提案件数の目標値を掲げる。 (2)課題・取組みについては目標値、時期(いつまで)を入れるべき。 3 第17条の課題、今後の取組について---私見 (1)監査委員について 任期は4年、人数は議員2名と公認会計士とする。民間企業では監査役の責任が大きくなっている。議員の1人は経験者、もう1人は次の選挙で再選を目指す人とする。膨大な資料を見て覚えるのは大変な作業。 (2)タブレットは議員に貸与すべき。 (3)傍聴者の氏名把握は必要。但し個人情報についての記述は申込書に必要。 (4)議員間討議(本会議での)は必要。そのために会派があるのでは？ 4 評価は5段階として、「達成」を加えるべき。 5 その他 地域の小さな問題や課題を自らが歩き見付けてほしい。(例 公園のトイレがきたない、横断歩道の白線がうすくなり見えない…etc) それを行政に伝え早く解決してほしい。行政はやりたくないのが本音なので、議員さんが代弁してほしい。困り事、解決件数も目標課題にしては？	(サポーターからの回答要求なし)
13	令和4年4月5日	提言	1 「検討します」「勉強します」「研究します」の回答に対しては、その期限、期間を決めるべき。いつまでにやってくれるのかを、検討結果が問題でなく、互いに質問、回答への責任を持つべき。 2 検討結果を次の議会で回答してほしい。言い置く、聞き置くだけを防ぐべき。 3 質問項目をまとめた質問は出来ないか。 (例) 井上議員の、質問1(1)の③④⑤、質問6(2)①②など、一項目として質問出来ないか。時間短縮にもなる。	(サポーターからの回答要求なし)

番号	受付けた日	件名	本文	回答
14	令和4年4月5日	要望	<p>1 公園、遊園の窓口は一本にすべき。どの課が管理しようが、市民には関係ない。受付窓口はひとつにして市役所内で連携すべき。ホームページを見ている人は少ない。</p> <p>2 保育園の紙おむつ処分について。保育士の声を聞き、市は何らかの対応をすべき。少子化対策としても。</p> <p>3 曾野遊園地以西（下流）の整備をしてほしい。市中心部だけでなく、下流域の整備。（せめてベンチ）</p> <p>4 保健センター1階ロビーの照明もっと明るく…前にも要望したが、今年も健康診断のため行ったが、暗い。ランプも古い。気分明るく健診を受けたい。大野議員のLED化進めてほしい。</p> <p>5 離農しない、させない対策を知恵を出して講じてほしい。食糧危機が近い将来必ずやってくる。農家を集めて考えてほしい。</p>	(サポーターからの回答要求なし)
15	令和4年4月5日	若い世代の働きやすい街	<p>市議会サポーターに参加して感じたことは、議員さんがあらゆる方面で、問題を解決、努力なさっているが、市民に届いていない気がします。新聞や議事報告されていても関心が薄い。コンパクトシティだからできる住みやすい、若い世代を呼び込んで活性化した市にしてほしい。それには若い世代働きやすい環境作り、駅前の市役所生涯学習センター利用して保育園とか、通園帰宅時だけの援助（送迎）等などの子育て支援を、働く人の為に援助。サポーターさんの育成で若い世代の方達が働きやすい援助が出来たらいい。また不登校やいじめの問題でも学校に行けなくなる引きこもり以前に学校への送迎とか託児所とかへの参加に援助するサポーターさんの育成強化すると、引きこもり防止になるかも。…高齢者には民生委員とかデイサービスケア、ケアマネさんとかあるが、子ども達もコロナ禍で学校にもストレス感じている子どもも多いと思うので、メンタルケア相談できるような、支援できる制度の強化を願いたい。</p>	(サポーターからの回答要求なし)
16	令和4年4月5日	緑あふれるきれいな街づくりに	<p>魅力ある街作りに！街を緑や花を増やして潤いある市にしてほしい。ゴミ、雑草をボランティア的に？？先日スポーツ協会のアダプトプログラムの清掃参加した時、用水とか溝に落ち葉、缶等のゴミが沢山あり、道路等の溝が、ゴミであふれていたりする。先日の大雨の時など駅前もかなり水があったので、溝、側溝の掃除を町内等ボランティア的に行ったらどうか。謝礼に市のゴミ袋出すとかポイント制作ったりしてボランティア行事率先して、市民参加のきれいな街にしてはどうか？</p>	(サポーターからの回答要求なし)

岩倉市議会基本条例の検証シート（令和4（2022）年度）

岩倉市議会基本条例第27条の規定により条例の達成状況を次のとおり検証します。

議会基本条例		令和4年度の実績等	評価	特記事項	課題、今後の取組等	過去の取組実績等
第1条	(目的)		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他（対象外）			
第2条	(定義)		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他（対象外）			
第3条	(基本原則)		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他（対象外）			
第4条	(議会の責務と活動原則)	議会は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。				
(1)	公正性、透明性等を確保し、市民に信頼される開かれた議会を目指すこと。	・本会議及び常任委員会の録画配信について年間を通して行った。	<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）		<ul style="list-style-type: none"> ・退席の意見表明の場についてさらなる検討をする。 ・正副議長の所信表明に対する質疑応答を研究する。 ・委員会室マイクシステムを更新する。 ・会議録反訳ソフトの導入を検討する。 ・議員派遣の議決（視察・議会報告会等） ・政務活動費の透明化（後払い、第三者監査等） ・特別委員会・協議会等の録画配信を検討する。 ・録画配信の効果について検証する。 	【令和3年度】 ・常任委員会の録画配信について年間を通して行った。 【令和2年度】 ・委員会放映に向けて検討し、12月定例会から常任委員会の録画配信を行った。 ・退席の意見表明について引き続き検討し、試行的に、事前申出の上、討論の前に行うこととした。 ・コロナ対策における議員報酬の削減や議会費の一部執行停止を決議として行った。
(2)	市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努めること。	・ふれあいトークを11回開催した（議会サポーター8回、市民活動団体1回、商工会1回、農業委員会1回）。 ・議会ホームページを活用したオンラインによる意見募集を2回行った（9月定例会後、3月定例会前）。	<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）		・ふれあいトークの改善（参加・発言のしやすさ、オンラインでの企画、女性・若者対象、開催要綱の改正等）	【令和3年度】 ・ふれあいトークを4回開催した（議会サポーター3回、市民活動団体1回）。 ・市民活動団体とオンラインでのふれあいトークを開催した。 ・議会ホームページを活用したオンラインによる意見募集を2回行った（9月定例会後、3月定例会前）。 【令和2年度】 ・ふれあいトークを4回開催した（議会サポーター3回、市民活動団体1回）。 ・市民活動団体とオンラインでのふれあいトークを開催した。 ・議会報告会の代わりにホームページ等を活用した議案に対する意見募集を行った。3月定例会で質疑に反映した。
(3)	市の条例、規則等に対し、常に検証を行うこと。	・議会個人情報保護条例を制定した。 ・市交通安全宣言の見直しについて協議した。	<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）		・要綱を公開するよう市に申し入れる。 ・引続き、議案に関連する条例については、注意を払っていく。 ・岩倉市独自の既存条例を検証する。 ・会議規則の調査・研究を行う。	【令和3年度】 ・「岩倉市議会会議規則」、「岩倉市議会ふれあいトーク実施要綱」等を改正した。 ・議会ホームページに議会に関する要綱を掲載した。 ・要綱の公開について市に状況確認を行った。 ・市の要綱及び要領の名称一覧表の提供を議長から市長に依頼し、提供された。 【令和2年度】 ・新たに次の要綱等を整備した。「岩倉市議会政策提案の実施に関する要綱」「岩倉市議会の議会動画のインターネット配信に関する要綱」「岩倉市議会議員防災服等貸与規程」 ・市交通安全宣言の見直しについて協議した。
(4)	市民の傍聴意欲が高まるように、わかりやすく工夫した議会運営を行うこと。	・一般質問において、各議員が資料及びモニターを積極的に活用した。 ・各定例会で引き続き非接触体温計カメラを設置した。	<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）		・傍聴席からモニターが見にくいので、改修を検討する。 ・傍聴規則の見直し	【令和3年度】 ・一般質問において、各議員が資料及びモニターを積極的に活用した。 ・各議員がモニターの方が大きく表示されるように工夫した。 ・3月定例会において非接触体温計カメラを設置した。 【令和2年度】 ・コロナ禍において傍聴自粛を呼びかける一方で、傍聴者の安全対策として、アルコール消毒・記名・座席の間隔を開ける等を行った。

議会基本条例		令和4年度の取組実績等	評価	特記事項	課題、今後の取組等	過去の取組実績等
第5条 (議員の責務と活動原則) 議員は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。						
(1)	議会が言論の府であること及び合議制機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重んじること。	・常任委員会において委員間討議を旺盛に行った。	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)		・改めて、本会議における議員間討議のあり方を検討する必要がある。	【令和3年度】 ・常任委員会の請願審査において委員間討議を旺盛に行った。 【令和2年度】
(2)	市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高めて、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他(対象外)		・監査委員の複数年任期検討	【令和3年度】 【令和2年度】
(3)	議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他(対象外)			【令和3年度】 【令和2年度】
第6条 (議員研修の充実強化)						
	議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。	・オンライン視察2件の受入れ対応をした。 ・議会改革をテーマとした他市町議会からの視察(計19市町)に2班及び3班に分けた議員で対応した。	<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)		・議会と大学の連携 ・公開講演会の開催 ・法制執務研修	【令和3年度】 ・総務・産業建設常任委員会がオンライン視察を行った。 ・オンライン視察2件の受入れ対応をした。 ・新型コロナウイルス感染症対策として、行政視察の受入れ並びに先遣地への行政視察及び政務活動費による視察・研修等判断基準を策定した。 【令和2年度】
第7条 (議会図書室の充実)						
	議会は、議員の調査研究及び政策立案に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、その充実に努めるものとする。	・新規の図書入荷情報を議員にメールし共有した。 ・議員に議会費で購入してほしい図書の案内を行った。	<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)		・政務活動費で購入した図書及び市が購入している図書について情報の共有化を研究する。	【令和3年度】 ・新規の図書入荷情報を議員にメールし共有した。 ・議員に議会費で購入してほしい図書の案内を行った。 【令和2年度】 ・新規の図書入荷情報を議員にメールし共有した。 ・分類見出しを設置したことで図書を探しやすくなった。
第8条 (会派)						
1	議員は、会派を結成することができる。	・会派に属さない議員が3人となった。	<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他(対象外)			【令和3年度】 【令和2年度】 ・新しい会派が結成された。会派に属さない議員が2人となった。
2	会派は、共通の理念を持つ集合体であって、政策立案又は提案を行うための調査研究に努めなければならない。	・各議員が研修等に参加した(オンライン研修4回、対面研修9回)。	<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			【令和3年度】 ・各議員がオンライン研修等に参加した(計17回)。 【令和2年度】
第9条 (政務活動費の執行及び公開)						
	会派又は議員は、政務活動費の執行に当たっては、岩倉市議会政務活動費の交付に関する条例(平成24年岩倉市条例第33号)を遵守し、その政務活動費の用途及び調査研究その他の活動の結果については、市民に積極的に公開し、説明責任を果たさなければならない。	・収支報告書と領収書をホームページ上でリンクさせた。 ・各会派及び無会派の議員全ての収支報告書を領収書と共にホームページに掲載し公表している(平成28年度分～)。	<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)		・収支報告書と研修報告書をホームページ上でリンクさせることを検討する。	【令和3年度】 ・各会派及び無会派の議員全ての収支報告書を領収書と共にホームページに掲載し公表している(平成28年度分～)。 【令和2年度】 ・各会派及び無会派の議員全ての収支報告書を領収書と共にホームページに掲載し公表している(平成28年度分～)。 ・コロナ禍の状況をみて、事務経費を除き返納した。

議会基本条例		令和4年度の取組実績等	評価	特記事項	課題、今後の取組等	過去の取組実績等
第10条	(市民参加及び市民との連携)					
1	議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。ただし、法に規定する秘密会を除く。	・次回会議までに会議録を概ね作成することができた。	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			【令和3年度】 ・次回会議までに会議録を作成することができた。 【令和2年度】 ・コロナ禍で視察対応等が無かったため、時間的余裕があり、会議録をスムーズに作成し、公開することができた。
2	議会は、法の規定による参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他(対象外)	・参考人制度及び公聴会制度を活用する発議がなかった。		【令和3年度】 【令和2年度】
3	議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けるものとする。	・陳情を請願並みに取り扱うことについて、議運で議論した。 ・採択、不採択の二者択一ではなく、請願者の願意に沿って、十分な議論のもとに趣旨採択や一部採択を活用し適切に扱った。 ・陳情の意見陳述の機会を設けた(9月:第14号)。	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			【令和3年度】 ・採択、不採択の二者択一ではなく、請願者の願意に沿って、十分な議論のもとに趣旨採択や一部採択を活用し適切に扱った。 ・陳情の意見陳述の機会を設けた(6月:第1号及び第2号、9月:第4号)。 ・陳情第5号を請願同様に扱い採決した。 【令和2年度】 ・採択、不採択の二者択一ではなく、請願者の願意に沿って、十分な議論のもとに趣旨採択や一部採択を活用し適切に扱った。 ・陳情の意見陳述の機会を設けた(6月:第1号及び第2号、9月:第4号)。 ・議会運営委員会に付託した請願について、議会基本条例推進協議会にて全員の意見を聴くなど慎重かつ時間をかけて扱った(9月請願第4号)。 ・採決した全ての請願において提案者による意見陳述の機会を設けた(6月:第1号 9月:第2~4号まで 12月:第5、6号)。 ・採択した請願を市長に送付した後、処理の経過及び結果の報告を請求することを確認した。
4	議会は、岩倉市議会サポーターを設置し、市民から要望、提言その他の意見を広く聴取し、議会運営に反映させるものとする。	・5期目のサポーター制度を実施した。 ・無作為抽出15人、継続者7人による計22人市議会サポーター5期目として委嘱した。 ・議会サポーターから26件の「議会サポーターの声」をいただき、議会運営委員会を中心に議論し、議会サポーターへ回答を返した。 ・議会サポーターとの意見交換会を定例会後に開催した(実績:8回)(第4条第2号 再掲)。	<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)		・サポーターの任期について検討する。 ・サポーター制度のあり方を検討する。 ・サポーターへの資料提供について検討する。	【令和3年度】 ・4期目の市議会サポーター制度を実施した。 ・無作為抽出13人、公募1人、継続者3人による計17人を市議会サポーター4期目として委嘱した。 ・議会サポーターから11件の「議会サポーターの声」をいただき、議会運営委員会を中心に議論し、市議会サポーターへ回答を返した。 ・議会サポーターとの意見交換会を定例会後に開催した(実績:3回) 【令和2年度】 ・3期目の市議会サポーター制度を実施した。 ・新型コロナの影響で無作為抽出と公募は実施せず、2期目からの継続希望者のみを市議会サポーター3期目として委嘱した(8名)。 ・議会サポーターから15件の「議会サポーターの声」をいただき、議会運営委員会を中心に議論し、市議会サポーターへ回答を返した。 ・本会議、委員会等の傍聴のほか、議会基本条例推進協議会、議会基本条例検証特別委員会への出席も案内し促した。 ・議会サポーターとの意見交換会の回数を増やし、毎定例会後に開催することとした(実績:4回)。 ・第3者検証に向けた試みもあり、議員が行った検証に対し議会サポーターと意見交換をすることにした。 ・1期目の議会サポーターの声に対し、再回答を作成しホームページに掲載した。 ・議会サポーター用に委員会傍聴の際に予算書だけでなく積算内訳書を用意した。
5	議会は、市民等との意見交換の場を設けるものとする。	・ふれあいトークを11回開催した(議会サポーター8回、市民活動団体1回、商工会1回、農業委員会1回)。 ・議会報告会の代わりにホームページ等を活用した意見募集を行った(9月定例会後、3月定例会前)(第4条第2号 再掲)。 ・Web会議ツール有償版を用いてサポーターとのふれあいトークを行った。	<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)		・子ども議会の開催 ・高校生議会の検討 ・議会と大学の連携	【令和3年度】 ・市議会サポーターとの意見交換会を3回実施した。 ・市民活動団体とオンラインでの意見交換会を1回実施した。 ・議会報告会の代わりにホームページ等を活用した意見募集を行った(9月定例会後、3月定例会前)。 ・オンラインでの会議や、ふれあいトークに活用するため、Web会議ツール有償版について検討し予算要求した結果、新年度予算に計上された。 【令和2年度】 ・市議会サポーターとの意見交換会を4回実施した。 ・市民活動団体とオンラインでの意見交換会を実施した。 ・議会報告会の代わりにホームページ等を活用した議案に対する意見募集を行った。3月定例会で質疑に反映した(第4条第2号 再掲)。

議会基本条例		令和4年度の取組実績等	評価	特記事項	課題、今後の取組等	過去の取組実績等
第11条	(広報広聴機能の充実)					
1	議会は、議案等に対する議論及び各議員の態度を議会広報・岩倉市議会ホームページで公表するなど、情報の提供に努めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・次回会議までに会議録を概ね作成することができた(第10条第1項再掲)。 ・本会議及び常任委員会の録画配信を年間を通して行った(第4条第1号再掲)。 ・議会関連の要綱をホームページ上に公開している。 	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			<p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回会議までに会議録を作成することができた(第10条第1項再掲)。 ・常任委員会における審査を録画配信した。 ・議会関連の要綱をホームページ上に公開した。 ・議会だより編集方針において、一般質問のページの原稿提出期限を定例会最終日の前日に改めた。 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で視察対応等が無かったため、時間的余裕があり、会議録がスムーズに作成できた(第10条第1項再掲)。 ・ホームページでの新たな配信情報として、議会メッセージ、コロナ対応の取組を掲載した。 ・常任委員会における審査を録画配信した。 ・議会関連の要綱をホームページ上に公開していくこととした。 ・ホームページへの議案の掲載時期を見直し、告示日以降の開会前に掲載することとした。
2	議会は、多様な広報広聴手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つように努めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・5期目の市議会サポーター制度を実施した(第10条第4項再掲)。 ・ホームページを活用し、市民から決算及び新年度予算事業に対する意見募集を行った(第4条第2号再掲)。 ・本会議及び常任委員会の録画配信を年間を通して行った(第4条第1号再掲)。 ・ホームページに、議会のあらましを説明する子ども向けで分かりやすいページを公開している。 ・市議会だよりの音声版について音訳ボランティアとの意見交換を行い、予算要求した。 ・議会サポーターへ議会だよりについてのアンケートを行った。 	<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)		<ul style="list-style-type: none"> ・SNSを利用した広報の具体化を執行機関と協議していく。 ・オンラインによる広聴のあり方について検討する。 ・議会だよりの改善を図る(子ども向けページの作成、市民参加のページ、写真の掲載等)。 ・録画配信ページに議事録へのリンクを掲載する。 	<p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4期目の市議会サポーター制度を実施した(第10条第4項再掲)。 ・ホームページを活用し、市民から決算及び新年度予算事業に対する意見募集を行った(第4条第2号再掲)。 ・常任委員会の録画配信を年間を通して行った(第4条第1号再掲)。 ・ホームページに、議会のあらましを説明する子ども向けで分かりやすいページを作成した。 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3期目の市議会サポーター制度を実施した(第10条第4項再掲)。 ・ホームページを活用し、新年度予算事業に対する意見募集を行った(第4条第2号再掲)。 ・委員会放映に向けて検討し、12月定例会から常任委員会の録画配信を行った(第4条第1号再掲)。
第12条	(議会と市長等との関係) 議会は、市長等の監視及び評価を行い、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。					
(1)	議会の本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、原則一問一答の方式で行うものとする。		<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			<p>【令和3年度】</p> <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての本会議における質疑応答において、一問一答で行った。
(2)	議長から本会議並びに常任委員会及び特別委員会への出席を要請された市長等は、議員の質問に対して議長又は委員長長の許可を得て反問することができる。		<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			<p>【令和3年度】</p> <p>【令和2年度】</p>
(3)	議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。この場合においては、文書により回答を求めるものとする。		<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			<p>【令和3年度】</p> <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1名の議員が上下水道課に対し文書質問を1回行った。
(4)	市長等は、議員から要請等があった場合において、両者の関係の透明性を図るため必要と認めるときは、当該要請等を文書により行うよう求めることができる。		<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			<p>【令和3年度】</p> <p>【令和2年度】</p>

議会基本条例		令和4年度の取組実績等	評価	特記事項	課題、今後の取組等	過去の取組実績等
第13条	(議会審議における論点情報の形成)					
	<p>議会は、市長が提案する政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。</p> <p>(1) 政策の発生源と提案に至るまでの経緯 (2) 政策効果等 (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討 (4) 市民参加の実施の有無とその内容 (5) 総合計画との整合性 (6) 財源措置</p>		<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			<p>【令和3年度】</p> <p>【令和2年度】</p>
第14条	(予算及び決算における政策説明資料の作成)					
	<p>議会は、市長が予算及び決算を議会に提出する際は、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料を求めるものとする。</p>		<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)		・行政評価のあり方	<p>【令和3年度】</p> <p>【令和2年度】</p>
第15条	(資料の提出その他の協力)					
	<p>議会は、自らの政策形成並びに市政及び市長等の事務に係る監視及び調査を行うため、市長等に対し、文書により、資料の提出又は説明その他必要な協力を求めることができる。</p>	・執行機関に対し、文書にて13回の資料要求を行った。	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			<p>【令和3年度】</p> <p>・執行機関に対し、文書にて13回の資料要求を行った。</p> <p>【令和2年度】</p> <p>・執行機関に対し文書にて5回の資料要求を行った。</p>
第16条	(法第96条第2項の議決事件)					
	<p>法第96条第2項の議会の議決すべきものは、市政における重要な計画等の決定に当たり、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想並びにこれに基づく基本計画の策定及び変更その他議会が必要と認め、市長等が認めたものとする。</p>		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他(対象外)			<p>【令和3年度】</p> <p>【令和2年度】</p> <p>・第5次総合計画検討特別委員会を設置し、11回にわたって検討した。 ・第5次総合計画審査特別委員会を設置し、議案の審査を行った。</p>
第17条	(運営の原則)					
1	<p>議会は、市民に関わられた運営を行うものとする。</p>	・5期目の市議会サポーター制度を実施し、議会運営に関する意見が提出された(第10条第4項再掲)。	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			<p>【令和3年度】</p> <p>・4期目の市議会サポーター制度を実施し、議会運営に関する意見が提出された(第10条第4項再掲)。</p> <p>【令和2年度】</p> <p>・3期目の市議会サポーター制度を実施し、議会運営に関して意見が提出された(第10条第4項再掲)。</p>
2	<p>議会は、合議制機関として、円滑で効率的な運営に努めなければならない。</p>	<p>・議員への連絡事項や会議日程の効率化のため、グループウェア(LINE WORKS)を活用した。 ・押印廃止に関する見直しを行い、要綱等を改正した。 ・Web会議ツール有償版を用いて2件のオンライン視察対応を行った(第6条再掲)。 ・タブレット導入に向けてオンライン視察を行った(長野県茅野市議会)。</p>	<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)		<p>・タブレット導入検討 ・常任委員会、委員長の複数年検討 ・全員協議会資料のデータ配信 ・議員への連絡事項のデータ配信 ・通年議会</p>	<p>【令和3年度】</p> <p>・議員への連絡事項や会議日程の効率化のため、グループウェア(LINE WORKS)を導入した。 ・押印廃止に関する見直しを行い、要綱等を改正した。 ・オンライン視察対応のため、Web会議ツール有償版について検討し予算要求した結果、新年度予算に計上された(第10条第5項再掲)。</p> <p>【令和2年度】</p> <p>・議員への連絡事項・配布資料や会議日程の効率化のため、グループウェアなどのICT化を検討した。 ・グループウェアを活用し全議員をグループにした情報共有に取り組んだ。 ・全員協議会での資料について、データ配信化を検討した。 ・議事録作成の効率化に向け、執行機関にある反訳ソフトの機器を借りて、協議会で試した。 ・押印に関する見直しを行い、要綱等を改正した。 ・委員会室のWi-Fi整備した。 ・委員会室にPC電源を確保した。</p>

議会基本条例		令和4年度の取組実績等	評価	特記事項	課題、今後の取組等	過去の取組実績等
3	議会は、言論の府として議員の発言を保障し、かつ、議員相互間の討議等の方法により、活発な議論が行えるように努めなければならない。		<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）		<ul style="list-style-type: none"> ・本会議における議員間討議を引き続き検討する。（第5条第1号 再掲） 	<p>【令和3年度】</p> <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退席の意見表明について引き続き検討し、試行的に、事前申出の上、討論の前に行うこととした（第4条第1号 再掲）。
4	議会は、政策を提言する機能を十分に発揮するため、議会組織の柔軟な活用に努めるものとする。	<p>（総務・産業建設常任委員会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「指定金融機関の在り方について」の研修と「交通安全都市宣言について」の見直しを含めた研修を行った。 ・インボイス制度導入について協議・検討を重ね、全委員合意の上、「インボイス制度導入において、慎重な対応と支援強化を求める意見書」を国に提出した。 <p>（厚生・文教常任委員会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急通報システム管理事業について協議した。 ・塵芥処理費について協議した。 ・小学校、中学校施設管理費について協議した。 	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）			<p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務・産業建設常任委員会は、食品ロス削減、ブランド野菜の推進、五条川健幸ロードの除草対策について代表質問を行った。その際、委員会で内容を協議する場も設けた。 ・厚生・文教常任委員会は、適応指導推進事業、生涯学習講座のオンライン化について政策提言に向けた協議を行った。 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩倉市議会政策提言の実施に関する要綱を作成し、提言に対する共通理解とより充実した内容ができるように取り決めた。 ・総務・産業建設常任委員会では、放置自転車や自転車駐車場について政策提言を行った。その際、議員全員での内容を協議する場も設けた。 ・総務・産業建設常任委員会では、選挙における投票率向上に向けた取組の追跡調査を行った。
5	議会は、自らの改革に継続的に取り組むものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・議会基本条例推進協議会では2つのチーム（ICT・市民参加）を編成し、課題の検討を行った。 ・Web会議ツール有償版を用いて2件のオンライン視察対応を行った（第6条再掲）。 	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）			<p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会基本条例推進協議会では2つのチーム（ICT・市民参加）を編成し、課題の検討を行った。 ・10月甲州市、11月湖西市と正副議長及び広報委員会でオンライン視察対応を行った。 ・常任委員会における審査の録画配信を行った（第11条第1項 再掲）。 ・「岩倉市議会ふれあいトーク実施要綱」の一部改正を行った。「会派室等に設置されたパソコン使用に係る申し合わせ事項」、「岩倉市議会議員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の公表基準」、「新型コロナウイルス感染症に対する議員の対応について」を申し合わせ事項に追加した（第4条第3号 再掲）。 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会基本条例推進協議会では3つのチーム（ICT・BCP・市民参加）を編成し、課題の検討を行った。 ・常任委員会における審査の録画配信を行った（第11条第1項 再掲）。 ・欠席事由における標準会議規則の改正、オンライン会議に向けた委員会条例の改正を検討した。 ・新たに次の要綱等を整備した。「岩倉市議会政策提案の実施に関する要綱」「岩倉市議会の議会動画のインターネット配信に関する要綱」「岩倉市議会議員防災服等貸与規定」（第4条第3号 再掲） ・議会報告会及び意見交換会実施要綱を見直した。 ・慣例及び実例集を見直し改正した。
第18条	（議員定数）					
	議員定数は、本条例に沿った議会としての機能を果たすのにふさわしいものとするを基本とし、岩倉市議会の議員の定数を定める条例（平成14年岩倉市条例第18号）により定めるものとする。		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他（対象外）			<p>【令和3年度】</p> <p>【令和2年度】</p>

議会基本条例		令和4年度の取組実績等	評価	特記事項	課題、今後の取組等	過去の取組実績等
第19条 (議員報酬)						
1	議員報酬は、本条例に沿った議員の責務と活動にふさわしいものとするを基本とし、岩倉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成3年岩倉市条例第8号）により定めるものとする。		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他（対象外）			【令和3年度】 【令和2年度】 ・市民生活の実態をみて、新型コロナ対策への財源確保のため、8か月10%を削減する条例を制定した。
2	議会は、議員報酬の改正に当たっては、市政の現状、課題、将来予測等を十分考慮し決定する。		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他（対象外）			【令和3年度】 【令和2年度】
第20条 (議長及び副議長)						
1	議長は、議会を代表し、議場の秩序保持、議事の整理及び議会事務を統理し、並びに公平公正な議会運営に努めなければならない。		<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）			【令和3年度】 【令和2年度】
2	議長は、議会全体の代表者として、中立性のある活動を行うものとする。		<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）			【令和3年度】 【令和2年度】
3	副議長は議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、議長の職務を行うものとする。		<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）			【令和3年度】 【令和2年度】
第21条 (委員会の運営)						
1	委員会は、所管に関わる市政の課題について、議案等の審査、所管事項の調査及び政策提案を積極的に行うものとする。	（総務・産業建設常任委員会） ・愛知県豊田市の「とよたEcoful Town」について行政調査を行った。 ・議会の閉会中においても、「指定金融機関の在り方について」の研修を行った。 ・議会の閉会中において、商工会・農業委員会との意見交換会を実施し、情報の共有及び意見交換を行った。 （厚生・文教常任委員会） ・福井県鯖江市の「眼育さばえプロジェクト」について行政調査を行った。 ・福井県あわら市の「2学期制の導入」及び「学力向上に向けた取組」について行政調査を行った。 （財務常任委員会） ・決算審査を基に協議会を活用し課題をとりまとめ、所管する委員会での検討事項とした。	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）			【令和3年度】 ・財務常任委員会は、決算審査を基に協議会を活用し課題をとりまとめ、所管する委員会での検討事項とした。 ・総務・産業建設常任委員会は、食品ロス削減、ブランド野菜の推進、五条川健幸ロードの除草対策について代表質問を行った。その際、委員会で内容を協議する場も設けた。 ・厚生・文教常任委員会は、適応指導推進事業、生涯学習講座のオンライン化について政策提言に向けた協議を行った（第17条第4項 再掲）。 【令和2年度】 ・財務常任委員会では、決算審査を基に協議会を活用し課題をとりまとめ、所管する委員会での検討事項とした。 ・総務・産業建設常任委員会では、放置自転車や自転車駐車場について政策提言を行った。その際、議員全員での内容を協議する場も設けた（第17条第4項 再掲）。 ・総務・産業建設常任委員会では、選挙における投票率向上に向けた取組の追跡調査を行った（第17条第4項 再掲）。 ・市議会サポーターの声（交通安全宣言・思いやり条例）に対し参考資料を配布するなど検討した。

議会基本条例		令和4年度の取組実績等	評価	特記事項	課題、今後の取組等	過去の取組実績等
2	委員会は、その意思決定に当たり、市民等の意見聴取に努めるとともに、委員相互間の自由な討議を行うものとする。	・財務常任委員会は、決算審査及び新年度予算事業に対し、ホームページ上で意見募集したものを審議に反映した。(第4条第2号 再掲)	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			【令和3年度】 ・財務常任委員会は、決算審査及び新年度予算事業に対し、ホームページ上で意見募集したものを審議に反映した(第4条第2号 再掲)。 【令和2年度】 ・委員会審査において議員間討議を行った。 ・財務常任委員会では、新年度予算事業に対し、ホームページ上で意見募集したものを審議に反映した(第4条第2号 再掲)。
3	委員会は、議会の閉会中においても、市民等との情報共有及び意見の聴取のため、必要に応じて意見交換等を行うように努めるものとする。	・インボイス制度についての請願が継続審査となり、商工会との意見交換会において意見を聴取した。	<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			【令和3年度】 【令和2年度】
4	委員長は、委員会の十分な討議を保障し、公平公正な委員会運営に努め、委員長報告を自ら作成するとともに、質疑に対する答弁も責任をもって行わなければならない。		<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			【令和3年度】 【令和2年度】
第22条 (代表質問、委員会代表質問及び一般質問)						
1	会派を代表する議員は、市長の所信表明及び施政方針に対して代表質問を行うことができる。		<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			【令和3年度】 【令和2年度】 ・4会派全ての代表者が代表質問を行った。
2	常任委員会を代表する議員は、所管事項の政策提案を積極的に行うため、委員会代表質問を行うことができる。		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)	・委員会代表質問には至らなかったが、協議検討等を行った。	・委員会代表質問後における執行機関側の対応について、検証、精査を行う。	【令和3年度】 ・3月定例会において、総務・産業建設常任委員会が、委員会代表質問を実施した。 【令和2年度】
3	議員は、議案以外の質問を行うことにより、市長等の政治姿勢をたずね、市政発展のために積極的な提起の場として一般質問を活用し、今後の課題を明確に示さなければならない。	・4回の定例会で延べ37名の議員が一般質問を行った。	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			【令和3年度】 ・4回の定例会で延べ46名の議員が一般質問を行った。 【令和2年度】 ・4回の定例会でのべ49名の議員が一般質問を行った。
第23条 (議会事務局の機能)						
1	議会事務局は、議長の統理する事務を遂行し、議会の政策立案活動、調査活動等を補佐する役割を担うものとする。	・陳情を請願並みに取り扱うことについて、全国市議会議長会への確認及び県内市議会の状況を調査した。 ・コロナ禍における行政視察の受入れについて、近隣市議会の状況を確認した。 ・議会だよりの音声版について、県内市議会の状況を確認した。	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			【令和3年度】 ・9月定例会において、議案に対する監査委員への意見聴取を行うにあたり、議事運営方法について全国議長会に確認した。 ・オンライン会議等に対応できるよう、Web会議ツール有償版の導入に向けて調査・研究をした。 ・議会ホームページ内に、新たに子ども向けページを設置するにあたり、先進議会の調査・研究をした。 ・コロナ禍における近隣市議会の議会運営、対応等を調査・研究した。 【令和2年度】 ・決議、議員報酬の削減を提案する際、近隣市議会の動向等の調査を行った ・オンライン会議等、先進議会の調査・研究を行った。

議会基本条例		令和4年度の取組実績等	評価	特記事項	課題、今後の取組等	過去の取組実績等
2	議会は、議会事務局の機能を強化するため、その体制の整備に努めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度職員配置要望で常勤の会計年度任用職員1名を要望した。 会計年度任用職員（秘書企画課派遣）について、議会事務局に派遣経験のある人が派遣されるよう要望し、また、その配置については必要な日数を確保した。 	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年、平成27年に提出した「議会事務局の人事に関する要望書」について議会内で情報共有した。 	<ul style="list-style-type: none"> 事務局職員の増員を今後も継続して要望していく。 	<p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人事当局に事務局事務経験のある会計年度任用職員が派遣されるよう要望した。 会計年度任用職員の配置について、必要な日数を確保した。 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 同じ会計年度任用職員が配置されるよう人事当局に要望した。 会計年度任用職員の配置について、必要な日数を確保した（実績：年間41日）。
3	議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとし、あらかじめ市長と協議を行うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> 事務局職員人事に関し、市長と協議した。 	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）			<p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務局職員人事に関し、市長と協議した。 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 4月の事務局職員人事に関し、市長と協議した。
4	議会事務局の職員は、常に議会の活性化、充実及び発展を心掛け、行動するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> 岩倉市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について提案をした。 ホームページで公開している政務活動費の収支報告と領収書についてリンクをさせた（第9条 再掲）。 議会サポーターの活用として、議会だよりに関するアンケートの実施を提案した。 議会基本条例第6条に規定する「議員研修の充実強化」にあたり、各議員に研修等の情報提供を行った。 朝礼を実施する中で、職員間の情報共有及び業務の確認を行いながら、適正な議会事務となるよう努めた。 定例会において職員の担当業務を交代する日を設け、有事の際に対応できるよう事務局内の体制強化に努めた。 	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）			<p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 朝礼を実施する中で、職員間の情報共有及び業務の確認を行いながら、適正な議会事務となるよう努めた。 定例会において職員の担当業務を交代する日を設け、有事の際に対応できるよう事務局内の体制強化に努めた。 会議規則及び「岩倉市議会ふれあいトーク実施要綱」の一部改正について提案した。 「会派室等に設置されたパソコン使用に係る申し合わせ事項」、「岩倉市議会議員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の公表基準」等を提案した。 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 朝礼を行い、情報共有に努めている。 担当業務以外の業務経験を積む機会を設け、全体のレベルアップを図った。 防災服貸与規定をはじめ、政策提案の実施に関する要綱、議会動画のインターネット配信に関する要綱を提案した。
第24条 (災害対応)						
1	議員は、市民の生命及び財産を災害から保護するため、災害対策本部と共に防災活動を実施する。		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他（対象外）	<p>コロナ禍において、執行機関の要請により、9月に開催予定の市防災訓練は規模縮小のため訓練に参加しなかった。</p>		<p>【令和3年度】</p> <p>【令和2年度】</p>
2	議員は、災害が発生することが予想される際には、地域情報を把握するとともに災害対策本部と情報を共有し、災害の未然防止に努めなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> グループウェア（LINE WORKS）を活用し市の災害情報を共有した。 	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）			<p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症対策支援特別委員会で対策本部との情報共有に努めるとともに要望書等を提出した。 議場用の防災用折りたたみヘルメットの導入について検討した。 新型コロナウイルス感染症対策として、行政視察の受入れ並びに先進地への行政視察及び政務活動費による視察・研修等判断基準を策定した（6条 再掲）。 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスに対して、新型コロナウイルス感染症対策支援特別委員会を設置し対策本部との情報共有に努めるとともに要望書等を提出した。
3	議員は、災害対策、人命救助等に関わる各種講習会には積極的に参加し、知識技能の習得に努めなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> 12月定例会において、議場でシェイクアウト訓練を実施した。 2月1日に災害用伝言ダイヤルの実施訓練を行った。 	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）			<p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 7月に普通救急救命講習会を受講した。 12月定例会において、議場でシェイクアウト訓練を実施した。 2月1日に災害用伝言ダイヤルの実施訓練を行った。 <p>【令和2年度】</p>
4	議長は、災害が発生した場合においては、速やかに議会を開催し、予算審議、関連条例等に対応し、地域住民の協力を仰ぎ、1日も早い復旧に尽力するとともに、市民生活の安定維持に努めなければならない。		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他（対象外）			<p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会BCPを策定した。 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会BCP（案）を策定した。

議会基本条例		令和4年度の取組実績等	評価	特記事項	課題、今後の取組等	過去の取組実績等
第25条 (議員の政治倫理)						
1	議員は、高い倫理観が求められていることを自覚し、主権者である市民の厳粛な信託を受け、市民全体の奉仕者として、公正、誠実、清廉を基本として、その使命の達成に努めなければならない。		<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			【令和3年度】 【令和2年度】
2	議員の政治倫理に関しては、別に定めるところによる。		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他(対象外)			【令和3年度】 【令和2年度】 ・条例の見直しに向け、他市の条例を調査した。
第26条 (他の条例等との関係)						
	この条例は、議会に関する基本的事項を定めるものであり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合には、この条例に反してはならない。		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他(対象外)			【令和3年度】 【令和2年度】
第27条 (検証及び見直し)						
1	議会は、この条例の目的が達成されているかを、特別委員会において年1回以上検証するものとする。	・12月定例会において、議会基本条例検証特別委員会を設置し、令和5年1月13日及び1月27日に検証を行った。	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)	・第三者評価の導入		【令和3年度】 ・3月定例会において、議会基本条例検証特別委員会を設置し、令和4年3月28日、4月5日及び4月8日に検証を行った。 【令和2年度】 ・3月定例会において、議会基本条例検証特別委員会を設置し、令和3年3月29日、4月2日、及び4月7日に検証を行った。 ・市議会サポーターにも検証してもらうこともあり評価シートを見直し充実させた。 ・事前にセルフチェックできるシートを配布し実施した。
2	前項の検証の結果、必要と認める場合は、この条例の改正を含め、特別委員会において適切な措置を速やかに講ずるものとする。		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他(対象外)			【令和3年度】 【令和2年度】
3	議会は、この条例を改正する場合には、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他(対象外)			【令和3年度】 【令和2年度】

◎ 特記事項